

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、  
翌日とす)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(建築課)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(〃)

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十二年三月鳥取県条例第十四号)の施行期日は、昭和六十二年四月十六日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

面影第三団地

一〇 一三、一〇〇円

を

面影第三団地

面影第三団地	第百四十五号及び第百四十八号の住宅	二	二〇、九〇〇円
	第百四十六号、第百四十七号、第百四十九号及び第百五十号の住宅	四	二四、六〇〇円

に、

別表の第二種県営住宅の表中

改める。

誠道第一団地			誠道第一団地		上福原第三団地		上福原第三団地		上井第三団地	
第十号及び第十一号の住宅	第六号及び第七号の住宅	第一号から第五号までの住宅	第六号及び第七号の住宅	第一号から第五号まで及び第十号から第十三号までの住宅	上福原第四団地	上福原第三団地	上福原第三団地	上井第三団地	上井第三団地	上井第三団地
二	二	五	二	九	三二	一六	一六	三	三	六
二、三、〇〇〇円	二〇、三〇〇円	一〇、四〇〇円	二〇、三〇〇円	一〇、四〇〇円	四一、三〇〇円	四一、三〇〇円	四一、三〇〇円	二二、〇〇〇円	二〇、七〇〇円	一〇、六〇〇円

に を に を に を

上井第八団地	上井第四団地			上井第四団地			三明寺団地	三明寺団地	字倍野第一団地		字倍野第一団地
上井第八団地	第百十六号及び第百十七号の住宅	第百二号及び第百三号の住宅	第百一号の住宅	第百二号及び第百三号の住宅	第百一号の住宅	第三十号から第三十二号までの住宅	三明寺団地	三明寺団地	字倍野第一団地	字倍野第一団地	字倍野第一団地
六	二	二	一	二	一	三	七	一〇	四	六	二
八、三〇〇円	一四、四〇〇円	一二、五〇〇円	一六、七〇〇円	一二、五〇〇円	一六、七〇〇円	八、五〇〇円	二七、八〇〇円	八、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	八、三〇〇円	八、三〇〇円

を に を に を に を

上井第八団地	
第六十五号から第六十七号までの住宅	三
第六十八号及び第六十九号の住宅	二
	一四、四〇〇円
	八、三〇〇円

に、

陰田第一団地	一〇	八、五〇〇円
陰田第二団地	八	八、二〇〇円

を

陰田団地	一二	三〇、五〇〇円
------	----	---------

に、

庄内団地		
第一号及び第二号の住宅	二	一五、七〇〇円
第三号の住宅	一	一一、三〇〇円
第五号から第十号までの住宅	六	八、一〇〇円

を

庄内団地		
第一号及び第二号の住宅	二	一五、七〇〇円
第三号の住宅	一	一一、三〇〇円
第四号から第七号までの住宅	四	一五、八〇〇円

に

改める。

様式第七号の別記諸条項の四のへ中「二十二万六千円」を「二十六万九千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年四月十六日から施行する。